

令和3年10月15日

旭川市民の皆様

旭川市教育委員会

社会教育部長 高田 敏和

(公民館事業課担当)

旭川市の公民館に関する市民アンケート調査について（お願い）

日頃から旭川市の社会教育行政に対しまして、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、旭川市の施設全体に対するあり方を検討する一環として、市内の公民館のあり方について、旭川市教育委員会から諮問を受けた「旭川市社会教育委員会議」の専門検討会において、検討が進められているところですが、この度市民の皆様の御意見をお聴きし、更なる審議検討を行うため、次のとおりアンケート調査を実施することといたしました。

サークル活動や地域の会合等で既に公民館を利用したことがある方、一度も公民館を利用したことがない方、または他の施設を利用している方もいらっしゃることは存じますが、いずれの方からも御意見をいただきたく、お忙しいところ恐縮ではございますが、別紙のアンケート調査に御協力くださいますようお願いいたします。

公民館のことや、このアンケート調査を実施する理由等については、裏面を御覧ください。

【このアンケート調査の対象者・回答方法】

市民の皆様から広く御意見をいただくため、住民基本台帳に登録された満18歳以上の方から地域別・性別・年齢層別人口比率を考慮して無作為に抽出した約2千人を対象に、御協力を依頼させていただきました。

回答は、別紙のアンケート調査票に御記入のうえ、同封した返信用封筒（切手を貼る必要はありません）に入れて、11月5日（金）までに郵便ポストに投函してください。

【重要】このアンケート調査は、個人を特定する情報を収集しません。返信用封筒等には、住所や氏名を書かないでください。

※なお、このアンケート調査は、市民を対象として本年10月7日付けの住民基本台帳を元に送付しております。これ以降に市外転出等があった場合、御回答は不要ですので御容赦ください。

【このアンケート調査に関するお問い合わせ】

旭川市教育委員会 社会教育部公民館事業課 事業係（市内の各公民館ではありません）

電話：61-6194（平日の午前8時45分から午後5時15分まで）

① 公民館（と他の集会施設との違い）を知っていただくために

【公民館とはなに？】

公民館は、社会教育法という法律に基づく教育・学習のための施設です。

旭川市では、地域の皆様の身近な学習拠点として、また学習活動や交流活動などを通じて、人と人がつながり合う場としての役割を担うとともに、学習の成果を地域に還元・循環する取組等を支援しています。

【公民館はどこにある？】

旭川市には、次の14公民館があります。（このほかに公民館分館が10館）

中央・永山・東旭川・神楽・末広・江丹別・東鷹栖・神居・北星・新旭川・愛宕・東光・西神楽・春光台
※各公民館の具体的な場所については、旭川市公民館のホームページを御覧ください。→



【公民館と「住民センター」「地区センター」はどう違う？】

	主な利用内容	運用上の違い
公民館は…	(1) サークル等の活動（登録団体） (2) 地域の行事や会議等 (3) 公民館が主催する社会教育事業（講座や講演会等）	(1) 登録されたサークル等の学習活動は優先的な使用申込等ができます。 (2) 社会教育法により、次の目的での部屋利用は原則できません。 ・営利のみを追求する事業の実施や特定の営利事業への援助 ・特定の政党の利害に関する事業など ・特定の宗教・教派・宗派・教団の支援など
住民・地区センターは…	(1) サークル等の活動 (2) 地域の行事や会議等	(1) 優先使用の制度はありません。 (2) 上記の公民館の(2)の目的でも利用できます。

② 公民館のあり方を検討する理由

旭川市は、「地域集会施設の活用方針」等で、今後、老朽化した施設の建て替えや大規模改修について、少子化・人口減少の進行や公共施設を持つことに伴う財政的な負担を踏まえ、これまでよりも慎重に考えなければならない状況にあります。一方、公民館に対する基本的な考え方として、

- ・公民館の目的や役割を達成する取組（公民館の機能）は、これからも様々な地域で持ち続けること
- ・公民館の機能を担う専任の組織や、公民館の運営等を調査・審議する機関は、今後とも維持することと定めています。これらを踏まえたうえで、将来の公民館の施設のあり方において、

- ・これからも全部の公民館を公民館のまま維持して、教育・学習等の目的や役割を担う方が良いか
- ・今ある公民館の一部又は全部を他の集会施設（住民センター・地区センター等）と同じような使い方ができるものとして、他の集会施設を含めて教育・学習等の目的や役割を担う方が良いか

について、検討を進めることになったものです。

③ このアンケート調査を実施する理由

現在、公民館の施設のあり方について、「旭川市社会教育委員会議」の専門検討会で検討しており、市民の皆様の意見を審議の資料とさせていただくため、アンケート調査を実施します。